

入札公告

下記の業務について、条件付一般競争入札に付す。

令和5年9月12日

公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター
契約担当者 理事長 寺谷 毅

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名等

委託業務名：兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託
(以下「委託業務」という。)

委託番号：兵東管委第1号

(2) 履行場所

兵庫東流域下水汚泥広域処理場
兵庫県尼崎市平左衛門町65-10ほか

(3) 委託業務の概要

維持管理実施計画策定及び管理業務、運転管理業務、水質試験業務、廃棄物処理業務、危機管理対応業務、備品・消耗品等の調達・管理業務、薬品・電気・燃料・ガス・水道等の調達・管理業務、保守点検業務、修繕業務、送泥管管理業務 ほか

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和8年12月31日まで

(5) 委託業務は総価契約単価合意方式である。受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意するものとする。

本方式の実施にあたっては、「(公財) 兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領」および「(公財) 兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合等にあつては、単価を包括的に合意する方式(以下「包括的単価個別合意方式」という。)にて行うものとする。

2 応募方法

単独企業と特別共同企業体（以下「共同企業体」という。）との混合入札による。

3 入札に参加する者の資格

委託業務の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。なお、資格を有する者のうち、別表に定める資本関係又は人的関係にある者が、単独企業及び特別共同企業体の構成員として複数の入札参加者となることは認めない。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

エ 兵庫県の物品関係入札参加資格者名簿の大分類「役務の提供」、小分類「建物保守・管理」又は「設備保守・管理」若しくは「その他役務」に登録されている者であること。

オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第2条の規定により、下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けている者であること。

カ 下水汚泥焼却量が90t/日以上流動床炉運転管理業務に関し、元請又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）として、過去15年以内に継続して1年以上の経験（国、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体におけるものに限る。）を有すること。

キ 業務総括責任者を履行場所に専任配置できること。

委託業務の業務総括責任者は、下水道法施行令（昭和34年政令第14

7号) 第15条の3の各号に定める者から選任すること。

ク 入札参加申込時に適正な提案書を提出できること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 構成員は2者又は3者とし、それぞれの出資比率が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

イ 構成員は上記(1)のアからオまでのいずれにも該当すること。

ウ 代表構成員は、上記(1)のカに該当するとともに、出資比率が構成員中最大であること。

エ 代表構成員以外の者は、上記(1)のカに該当する又は兵庫県内に本店、支店、営業所若しくは事業所等を有すること。

オ 結成方法は自主結成とすること。

カ 構成員は本件に関して入札参加申し込みを行った単独企業及び他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

キ 構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和6年1月5日(金)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

ク 代表構成員は、上記(1)のキに該当すること。

ケ 上記(1)のクに該当すること。

【別表】

資本関係又は人的関係にある者とは、以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合

- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3

項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 契約条項及び入札に必要な書類を示す期間及び場所

契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和5年9月12日(火)から令和5年12月22日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所及び担当課

兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1番21号(神明ビル6F)

公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター
総務部 財務第2課
電話番号 (078)367-1203

5 入札説明書等の交付

入札説明書及び関連資料（以下「入札に関する資料」という。）は、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

入札公告を行った日から令和5年10月11日（水）の午後5時まで

(2) 交付方法

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターのホームページ

(<http://www.hyogo-ctc.or.jp/>)に掲示して入札に関する資料を提供する。

(3) 交付に関する問い合わせ先

4 (2) に同じ。

6 入札参加の手続

委託業務の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（様式第3号又は様式第4号）及び（4）に定める提出書類（以下「申込書等」という。）を、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

入札公告を行った日から**令和5年10月12日（木）まで**（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所・方法

4 (2) に定める場所に持参する。

(3) 提出部数

3部（技術提案書については5部）。なお、電子データをCD-Rにて別途1部提出のこと。

(4) 提出書類（詳細は入札説明書のとおり）

ア 特別共同企業体協定書（様式第5号、共同企業体による場合のみ必要）

イ 委任状（様式第6号、共同企業体による場合のみ必要）

ウ 同種又は類似の業務実績（様式第7号）

エ 配置予定技術者の資格及び業務経験（様式第8号）

オ 登録規程第4条第1項の登録申請書の写し

カ 3 (2) エに該当することを証する書類（共同企業体による場合のみ）

- キ 委託業務に関する技術提案書（様式第13号～様式第27号）
- ク 入札参加資格確認通知返信用封筒（返信先を記載し、84円切手を貼付した長形3号封筒）

(5) その他

入札参加申込期限以降は、3(2)キの場合を除き、原則として申込書等の差替及び再提出は認めない。

7 入札手続等

(1) 入札日

令和6年1月12日（金）

(2) 入札時間、入札場所

入札参加資格の確認通知の際に通知する。

(3) 入札方法等

ア 初度の入札に際し、初度の入札金額に対応した業務費積算内訳書（設計書に金額を記入したもの）を提出すること。

なお、業務費積算内訳書は、委託業務名及び入札参加者名を記載して、提出すること。

イ 入札金額は、固定費と変動費の総価格とすること。

ウ 初度の入札は、入札書（様式第9号-1又は様式第10号-1）及び入札金額内訳書（様式第11号）を併せて入札箱に投函することにより行うこと。

エ 再度の入札は、入札書のみを入札箱に投函することにより行うこととし、落札した者は、初度の入札に用いた入札金額内訳書の費目別それぞれの金額の範囲内で、再度の入札額に対応した入札金額内訳書を、落札後契約日までに、速やかに提出すること。

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。落札者が決定しない場合は、見積合わせに移行する。

カ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状（様式第12号）を提出すること。

キ 入札に際しては、入札参加資格の確認通知書の写しを持参すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除する。ただし、落札者は業務完成保証人を立てること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- エ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- オ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- カ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において上記アからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうちイ又はウに違反し無効となったもの以外の者
- キ この入札の対象となる委託業務に係る予算が議決され、その予算の執行が可能になること。
- (6) 無効とする入札
 - ア 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。
- (7) 入札の取消し等及びこれに伴う損害の負担に関する事項
 - 不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- (8) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
 - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退できない。
- (9) 契約の締結
 - 落札者が、落札決定の通知を受けた日から、7日以内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。
- (10) 支払条件

別途、契約書に定める。

8 その他注意事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (3) 書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 詳細については、入札説明書の内容を留意の上、手続きを行う。